

改正案

現行

<p>（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの） 第六十九條 地方自治法第二百三十八條の四第二項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げるものとする。</p>	<p>一（略）</p>	<p>二 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの</p>	<p>イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者</p>	<p>口へ（略）</p>
<p>（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの） 第六十九條 地方自治法第二百三十八條の四第二項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げるものとする。</p>	<p>一（略）</p>	<p>二 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの</p>	<p>イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者</p>	<p>口へ（略）</p>

改正案	現行
<p>（行政財産に地上権を設定することができる法人）</p> <p>第十二条の三 法第十八条第一項ただし書の規定により国において行政財産である土地に地上権を設定することができる政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>二 六（略）</p>	<p>（行政財産に地上権を設定することができる法人）</p> <p>第十二条の三 法第十八条第一項ただし書の規定により国において行政財産である土地に地上権を設定することができる政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、<u>帝都</u>高速鉄道交通法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>二 六（略）</p>

国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和二十七年政令第三百九十二号）（第二條關係）

改正案	現行
<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作 用被害救済・研究振興調査機構、沖繩振興開発金融公庫、核燃料サイクル 開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鋳業事業団、軽自動車 検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域 臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、 厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協 力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫 、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員 共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運 転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公 団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防 組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員 共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国 協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害 補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企 業総合事業団、通信・放送機構、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改 良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本原子力研究所、日本小型 自転車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興 ・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本 電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業 共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団、 本州四国連絡橋公団及び労働福祉事業団とする。</p>	<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作 用被害救済・研究振興調査機構、沖繩振興開発金融公庫、核燃料サイクル 開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鋳業事業団、軽自動車 検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域 臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、 厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協 力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫 、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員 共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運 転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公 団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防 組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員 共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国 協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害 補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企 業総合事業団、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団 、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本原 子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協 会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、 日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年 金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫 、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び労働福祉事業団とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公団、中小企業総合事業団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公団、中小企業総合事業団、帝都高度交通営団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、環境事業団、労働福祉事業団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、環境事業団、労働福祉事業団、帝都高度交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案

現 行

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下、「法」という。）（第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧力入保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下、「法」という。）（第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧力入保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、

日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構及び労働福祉事業団とする。

、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構及び労働福祉事業団とする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第三条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八〇十（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八〇帝都高速交通管団</p> <p>九〇十一（略）</p>

独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（第四条関係）

改 正 案

別表（第一条、第二条、第十条関係）				
名称	(略)	通信・放送機構	都市基盤整備公団	(略)
根拠法	(略)	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	(略)
登記事項	(略)	資本金	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金	(略)

現 行

別表（第一条、第二条、第十条関係）				
名称	(略)	通信・放送機構	帝都高速度交通営団	(略)
根拠法	(略)	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）	(略)
登記事項	(略)	資本金	資本金 出資一口の金額 出資一口につき払い込んだ金額	(略)
	(略)		都市基盤整備公団	(略)
	(略)		都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	(略)
	(略)		代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金	(略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第三百五十二号）（第五条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 十（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>1 附則 （略）</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 帝都高速交通営団</p> <p>九 十一（略）</p> <p>三・四（略）</p>

前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）（第六条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>（適用除外） 第四条 法第三条第一号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一・二 （略） 三 （略） 四 （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（適用除外） 第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一・二 （略） 三 削除 四 帝都高速度交通営団 五 （略） 六 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良）</p> <p>第九条 法附則第十一条第一項第四号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 本線路が単線である鉄道の本線路が複線である鉄道とするための改良</p> <p>二 本線路が複線である鉄道の本線路が四線である鉄道とするための改良</p> <p>（都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還）</p> <p>第十条 法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。</p> <p>2 機構は、東京地下鉄株式会社が前項の貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。</p>	<p>附則</p> <p>（営団が行う大規模な改良）</p> <p>第九条 法附則第十一条第一項第四号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 本線路が単線である鉄道の本線路が複線である鉄道とするための改良</p> <p>二 本線路が複線である鉄道の本線路が四線である鉄道とするための改良</p> <p>（都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還）</p> <p>第十条 法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。</p> <p>2 機構は、営団が前項の貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 機構は、営団が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。</p>

改正案

現行

<p>（都市鉄道課の所掌事務） 第二百二十五条 都市鉄道課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三（略） 四 東京地下鉄株式会社^一の行う業務に関する事（財務課の所掌に属するものを除く。）。 （財務課の所掌事務） 第二百二十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五（略） 六 東京地下鉄株式会社^二の会計に関する事。 七～九（略） 附則 （鉄道局財務課の所掌事務の特例） 第二十三条 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関する事務をつかさどる。 2 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号及び前項に掲げる事務のほか、東京地下鉄株式会社^三（平成十四年法律第八十八号）附則第十三条第一項の規定により東京地下鉄株式会社^四がその承継する債務に係る交通債券（以下この項において「交通債券」という。）の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、交通債券に関する事務をつかさどる。</p>	<p>（都市鉄道課の所掌事務） 第二百二十五条 都市鉄道課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三（略） 四 帝都高速度交通営団^一の行う業務に関する事（財務課の所掌に属するものを除く。）。 （財務課の所掌事務） 第二百二十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五（略） 六 帝都高速度交通営団^二の交通債券、会計及び助成に関する事。 七～九（略） 附則 （鉄道局財務課の所掌事務の特例） 第二十三条 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関する事務をつかさどる。</p>
--	---